



通行部分の基準

戸 (バリアフリー基準第51条第3項関係)

基本的な考え方

設置に関しては、車いす使用者や高齢者、車いす使用者以外の肢体不自由者が安全に通過できるよう、幅、構造などに配慮することが必要である。

基準

9.戸

バリアフリー通路1及びバリアフリー通路2に戸(暴露されたものを除く。)を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1)幅は、80cm以上であること。
- (2)自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

基準・推奨の仕様

【出入口の幅】

- バリアフリー通路1に設ける戸は、90cm以上とする。
(車いす使用者が利用しやすい寸法)
- バリアフリー通路2に設ける戸は、120cm以上とする。
(二本杖使用者の利用しやすい寸法)

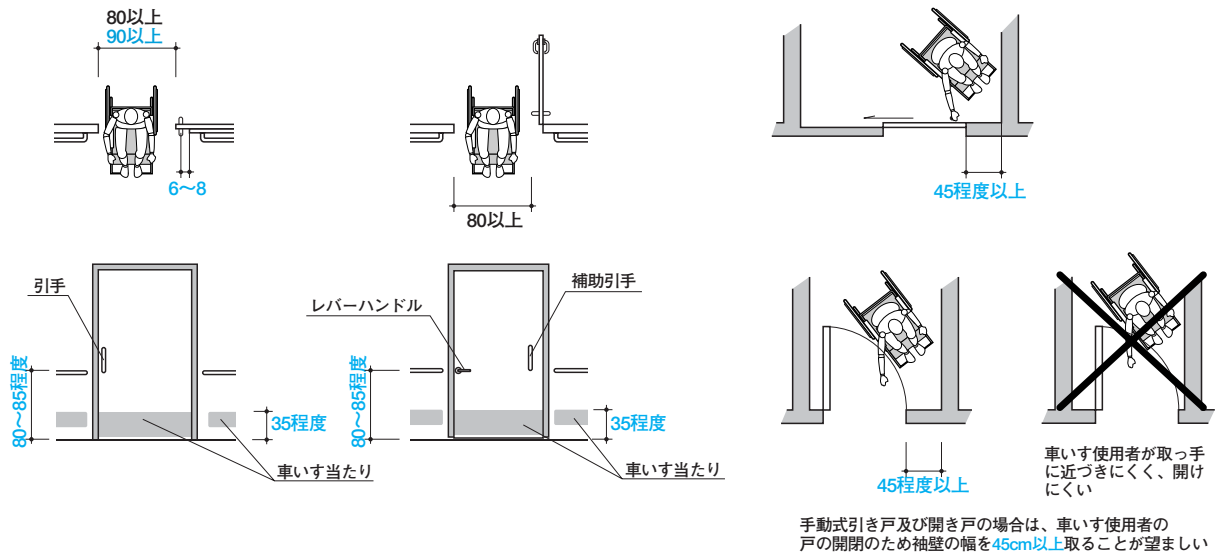
【段差解消】

- 段差がある場合は、極力小さくする。
- 戸のガイド等による段差は2cm以下とする。

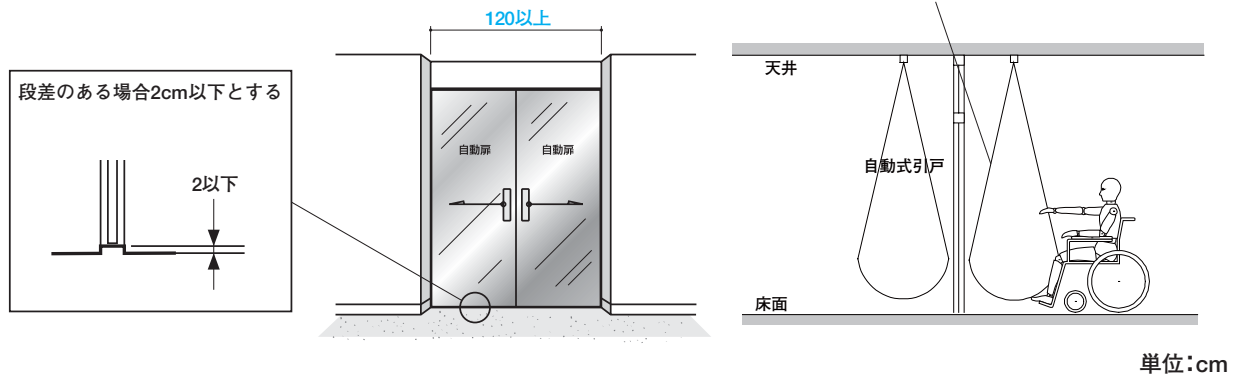
【構造】

- 自動式に開閉する構造の戸は、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け感知式とするなど開閉操作の不要なものとする。その場合、戸の開閉速度は、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する。(開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい。)
- 手動の場合は軽い力で開閉できる引き戸とする。

開き戸及び引き戸の例



自動扉の例



基準等の解説・配慮事項

[戸の構造]

自動ドアは車いす使用者や手が麻痺している方、松葉杖使用者等が、出入りしやすいよう定めているものであり、自動扉でない場合は軽い力で開閉ができる引き戸が望まれます。

自動式・感知式その他“容易に開閉して通過できる構造のもの”とは、軽い力で操作ができる手動式引き戸で、握り手は棒状、ハンドル式のものなどがあります。

事例としては福祉センター、病院等に設置されているものがあげられます。

[段差・勾配の視覚的表示]

(乗降用設備/絛門の基準等の解説 P25参照)



通行部分の基準

通路の手すり (バリアフリー基準第51条第1項第2号/第3号関係)

基本的な考え方

手すりとは、「手すり、握り手その他これに類する設備」をいい、高齢者や歩行困難者が歩行時に、船舶のゆれなどで転倒などしないように、これらの手すりを設けることが必要である。

基準

7.バリアフリー通路1

バリアフリー出入口A及びバリアフリー出入口Bとバリアフリー客席及び車いすスペースとの間の通路のうちそれぞれ1以上は、次に掲げる基準に適合するもの(以下「バリアフリー通路1」という。)でなければならない。

- (1)幅は、80cm以上であること。
- (2)手すりが設けられていること。
- (3)手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (4)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (5)スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- (6)通路の末端の付近の広さは、車いすの転回に支障のないものであること。

8.バリアフリー通路2

バリアフリー客席及び車いすスペースと船内旅客用設備との間の通路のうちそれぞれ1以上は、次に掲げる基準に適合するもの(以下「バリアフリー通路2」という。)でなければならない。

- (1)幅は、120cm以上であること。
- (2)手すりが設けられていること。
- (3)手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (4)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (5)スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- (6)通路の末端の付近の広さは、車いすの転回に支障のないものであり、かつ、50m以内ごとに車いすが転回し及び車いす使用者同士がすれ違うことができる広さの場所が設けられていること。

基準・推奨の仕様

【手すり】

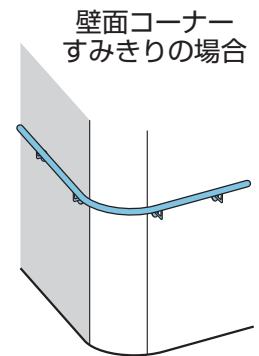
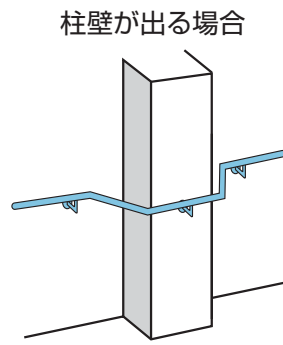
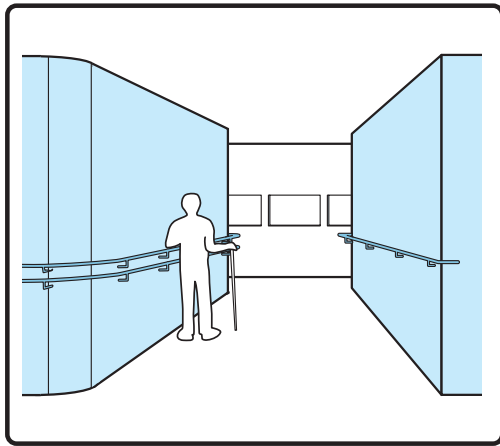
- 構造上支障がない範囲で両側に連続して取り付ける。
取り付け高さ：
1本の場合、 H=80~85cm程度
2本の場合、 H1=85cm程度
H2=65cm程度
- コーナーのときれ、突起はさける。
- 高齢者や車いす使用者以外の肢体不自由者の利用を勘案して、連続して設置する。
- 端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造とする。
- 旅客室内では壁に手すりを設けるとともに、いす席の肩口に握り手を設ける。

【手すりの形状】

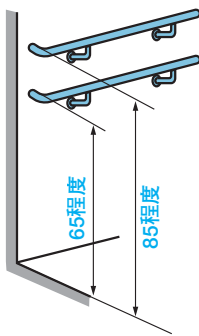
- 曲がり角の出角はすみきりまたは、曲面とする。
- 手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりの間の空きを5cm程度とする。
- 手すりの形状は、丸状で直径3~4cm程度とする。

【手すりの点字】

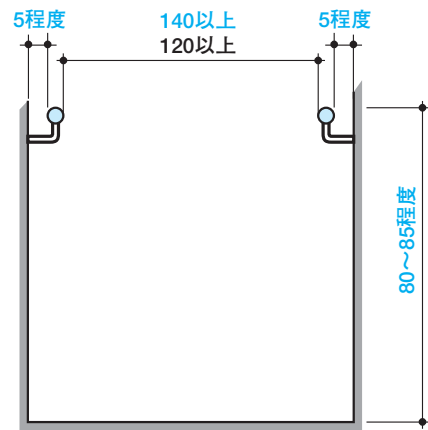
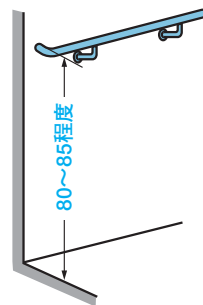
- 手すりの点字には、その内容を墨字で併記する。



手すり2本の場合



手すり1本の場合



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

[エントランス等の広い空間での手すり設置]

エントランス等の広い空間では、壁面に沿って連続して設置することが望まれます。

[暴露部通路の手すり]

(舷門から甲板室出入口までの通路の基準等の解説 P27参照)

[手すりの点字]

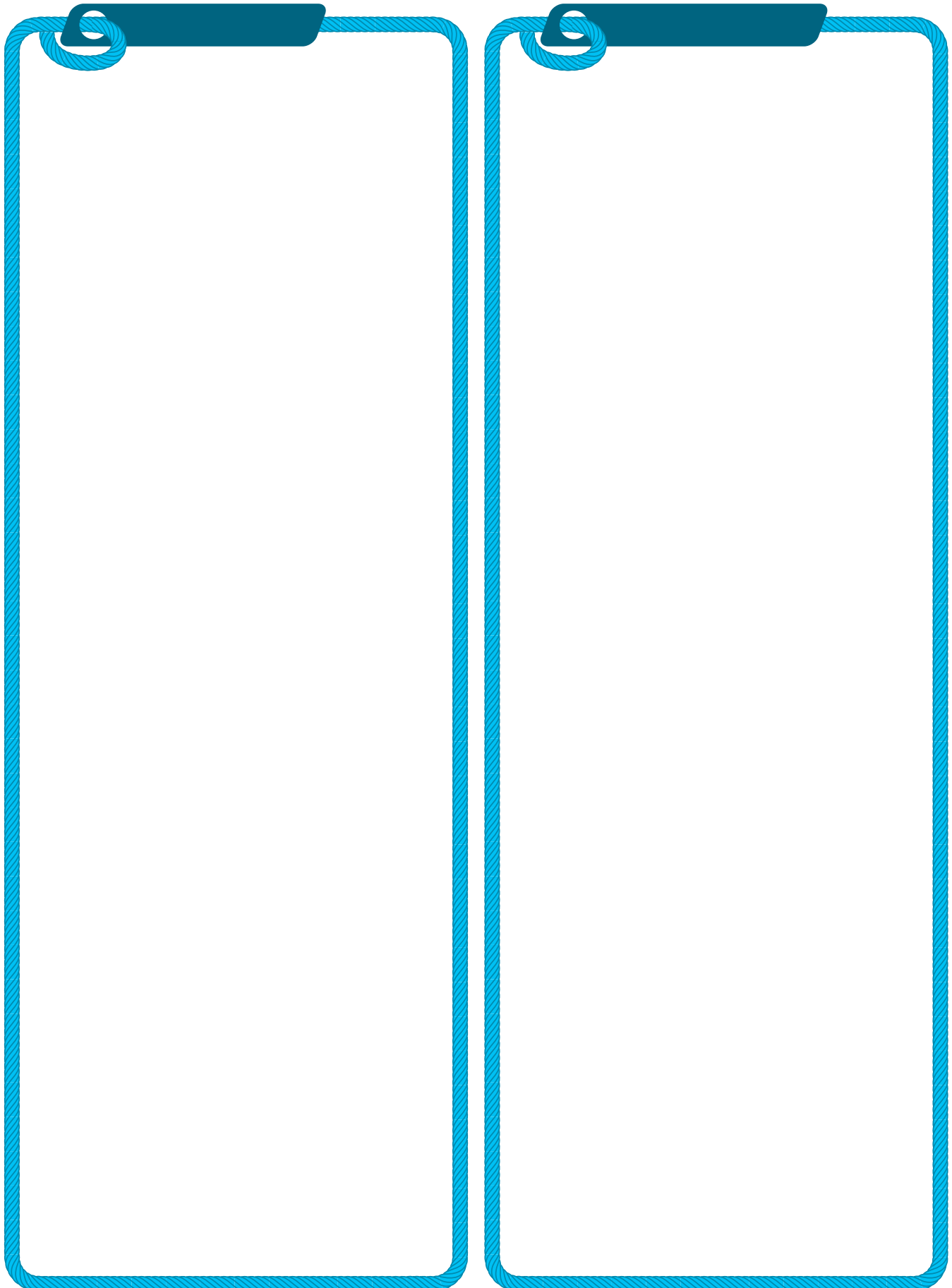
手すりの端部の点字は行き先の情報を示すもので、手すり有無の情報は必要ありません。

P65に続く

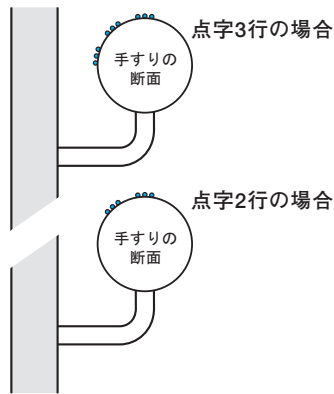


通行部分の基準

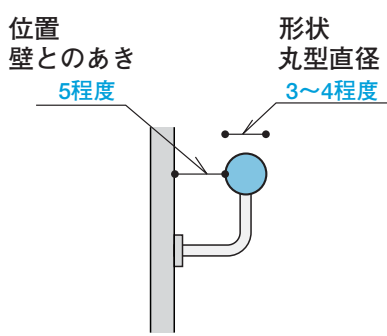
通路の手すり (バリアフリー基準第51条第1項第2号/第3号関係)



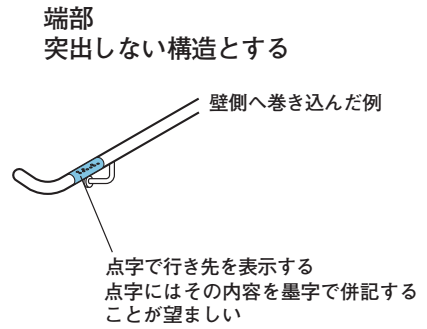
参考:点字の表示例



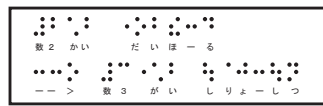
参考:手すりの位置と形状の例



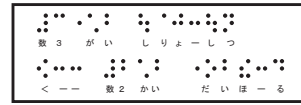
参考:手すりの端部の例



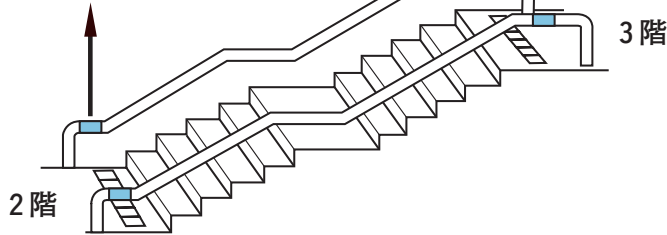
矢印の表示例



2カい ダイホール
→ 3ガイ シリョーシツ



3ガイ シリョーシツ
← 2カい ダイホール



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

【点字の表示方法】

- ①原則として手すりの長手方向と平行に点字を表示します。
- ②断面が円形状の手すりには、点字の行数が1行の場合は、点字部分を手すりの真上より少し壁側に表示し、3行の場合は、3行目が手すりの真上になるように表示することが望まれます。上部が平面状の手すりには、点字部分が平坦な部からはみ出さないように表示します。
- ③手すりに付す点字の行数は、原則として3行以内とします。
- ④2段手すりとなっている場合は、少なくとも上部の手すりへ表示します。
- ⑤階段などの手すりでは、階段手前の警告ブロックの延長線上の手すりの末端部に表示することが望まれます。
- ⑥船内の階段では、現在階の階数とフロアの情報を手すりの末端部に表示します。また、必要に応じて現在階と行き先階を表示する。その場合、現在階を先に書き、改行し行き先を示す矢印のあとに行先階を表示します。

- ⑦船内では、行き先情報を優先することが望ましく、説明文の前に行き先を表す矢印を表示します。また、必要に応じて現在地情報も表示します。その場合、現在階を先に書き、改行し行き先を示す矢印のあとに行先階を表示します。
- ⑧行き先としては、バリアフリー施設・設備、また各設備に設けられた案内板の位置情報を表示することもなお望まれます。

※点字の表示方法等については、JIS T0921「高齢者・障害者配慮設計指針-点字の表示原則及び点字表示方法-公共施設・設備」を参考にしてください。また、参考資料4(点字についても参考にしてください。



通行部分の基準

階段 (バリアフリー基準第52条関係)

基本的な考え方

船内における階段については、船体動揺の影響を勘案し、高齢者や視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるよう配慮することが必要である。

基準

10.階段

バリアフリー通路1及びバリアフリー通路2に設置される階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)手すりが設けられていること。
- (2)手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (3)回り段がないこと。
- (4)踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (5)踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。
- (6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- (7)階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

の片側には、側壁が連続するよう設置する。

【踊り場】

- 高さ概ね300cm以内ごとに踊り場を設置する。
- 長さは120cm以上とする。

【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

基準・推奨の仕様

【手すり】(P62参照)

- 連続して両側に設置し途中で切らない。

取り付け高さ:

1本の場合、H=80~85cm程度

2本の場合、H1=85cm程度

H2=65cm程度

- 端部の水平部分は1段目、最終段目から60cm程度以上延長して設置する。

- 端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造とする。

【回り段の禁止】

- (3)の「回り段」とは、平面的に回りながら同時に上下するもので、らせん階段や踊り場に段差を設けたものをいう。

【床面仕上げ】

- (4)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【蹴上げ・踏面】

- (5)における「色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと」とは、踏段の端部の色が黄色などの明色であり、その周囲の部分の色が黒灰色や深緑色などの暗色であるような色のコントラストが大きいものをいう。

- 蹴上げ:16cm程度、踏面の奥行き:30cm程度 踏面の幅員:120cm以上とする。

- 蹴込み板を設ける。

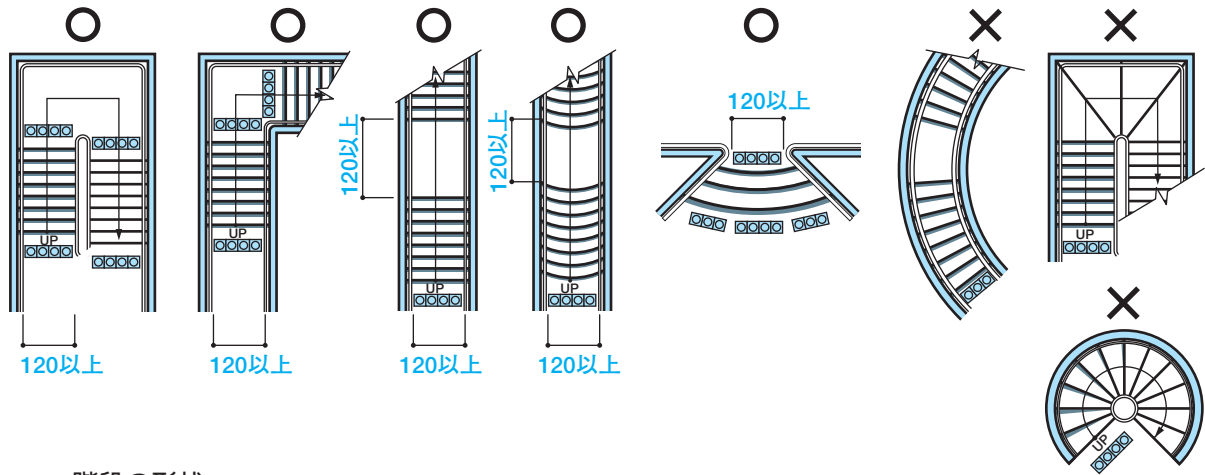
【段鼻】

- (6)の「つまずきの原因となるものが設けられていない構」とは、踏面の下に足先が入ることがない構造をいう。

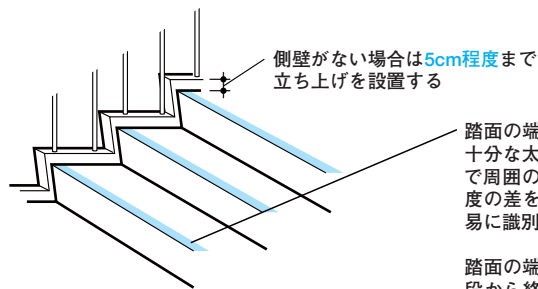
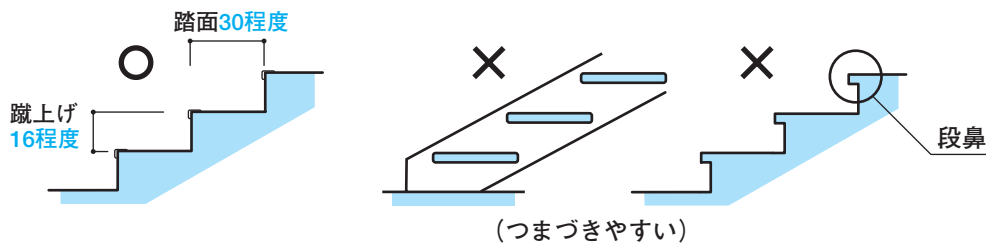
【側壁・側板】

- 立ち上がり部には5cm以上の側板を設置する。階段

階段の形式



階段の形状



踏面の端部（段鼻部）は、全長に亘って十分な太さ（幅5cm程度が識別しやすい）で周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする

踏面の端部（段鼻部）の色は、始まりの段から終わりの段まで統一させた色とすることが望ましい

単位：cm

基準等の解説・配慮事項

【階段】

階段については歩行困難者や視覚障害者の利用を配慮する必要があります。手すりの高さや階段の滑り止めにおいても配慮が必要であり、これらは歩行困難者及び視覚障害者にとどまらず、高齢者等にとっても効果的です。

バリアフリー化された経路は1以上が必要です。それ以外の階段についてもバリアフリー化を図ることが望まれます。

回り段の禁止は、踏面の奥行きが一定ではないことによる段の踏み外し等を防止するためのものです。

【階段下】

視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、階段下に十分な高さ（2m程度の範囲内）

のない空間を設けないことが望ましく、やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ110cm以上の柵やそれに代わる進入防止措置等により、白杖で感知できないような隙間を設けないように配慮する必要があります。

【床面の仕上げ】

（乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照）

【暴露部通路の手すり】

（舷門から甲板室出入口までの通路の基準等の解説 P27参照）



通行部分の基準

バリアフリーエレベーター1、エスカレーター、その他の昇降機 (バリアフリー基準第53条第1項関係)

基本的な考え方

複数の甲板を有する船舶で舷門と旅客室が異なる甲板に設置されている場合には、高齢者、障害者等の垂直方向のバリアを解消するために、エレベーター等の昇降機の設置が必要である。特に、エレベーターの設置が望ましい。エレベーターの設置が困難な場合には、車いす使用者の動線確保の代替策として車いす対応エスカレーターの設置も選択肢としてあり得るが、車いす乗用ステップの使用には担当係員による操作が必要になる等、操作上や構造の面等を考慮すると、エスカレーターより階段昇降機の設置が望ましい。また、利用者の動線や車いす使用者が内部で回転することなく利用できるといった利便性等の観点からスルー型エレベーターの設置が有効な場合は、その設置を積極的に検討する。

基準

11.バリアフリーエレベーター 1

バリアフリー出入口A及びバリアフリー出入口Bとバリアフリー客席又は車いすスペースが別甲板にある場合には、バリアフリー通路1に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを1以上設けなければならない。

この場合に設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するもの(「バリアフリーエレベーター1」という。)でなければならない。

- (1)かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上であること。
- (2)かごの広さは、車いす使用者が乗り込むのに十分なものであること。
- (3)かご内に手すりが設けられていること。
- (4)かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。
- (5)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (6)乗降ロビーの幅は140cm以上であり、奥行きは135cm以上であること。

13.バリアフリーエスカレーター

バリアフリー出入口A及びバリアフリー出入口Bとバリアフリー客席又は車いすスペースが別甲板にある場合には、バリアフリー通路1に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを1以上設けなければならない。

この場合に設けられるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するもの(以下「バリアフリーエスカレーター」という。)でなければならない。ただし、(7)及び(8)については、複数のバリアフリーエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

P70に続く

基準・推奨の仕様

【バリアフリーエレベーター 1】

- バリアフリーエレベーター1は、職員又はその他の介助者による介助を前提として基準を規定しているため、乗降を一人で行うことができるよう、バリアフリーエレベーター2の基準に準じた構造とする。

【その他の昇降機】

- 「その他の昇降機」とは、階段端部の壁面にレールを設けて車いす使用者を車いすごと昇降させる装置その他これに類する機能を有する設備をいう。

【出入口の幅】

- 90cm以上とする。(車いす使用者が利用しやすい寸法)

【広さ】

- (2)の「車いす使用者が乗り込むのに十分なもの」とは、幅が80cm以上、奥行き135cm以上のものをいう。
- かごの内法幅は140cm以上、内法奥行きは135cm以上とする。

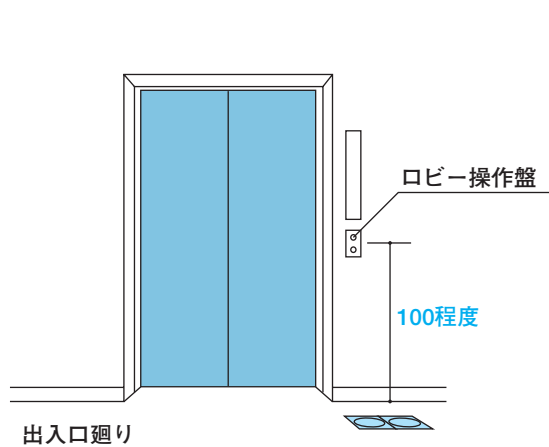
【鏡】

- かご正面壁面に出入口の状況が把握できるように、大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。(ステンレス鏡面等の容易に破損しないもの) また、鏡下辺の設置位置は、車いす使用者が出入口の床面を確認できるよう、なるべく低い位置(床上40cm程度)に設置する。

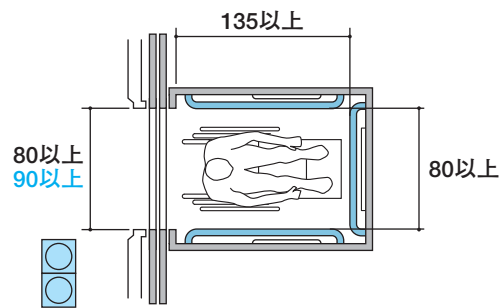
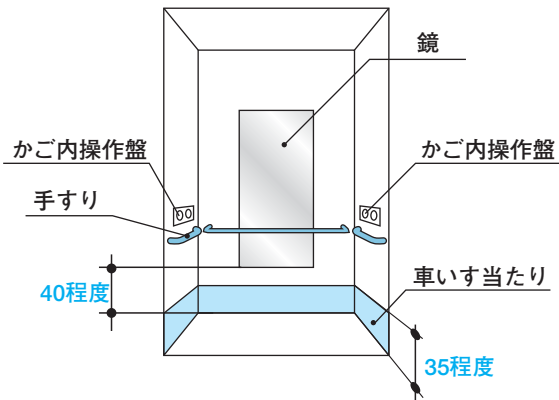
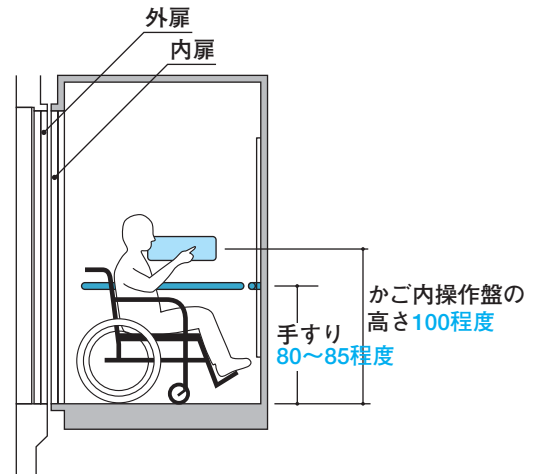
【手すり】(P62参照)

- 両側面、正面壁につける。高さ80~85cm程度とする。高齢者や車いす使用者以外の肢体不自由者の利用を勘案して、可能な限り連続して設置する。
- 端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造とする。

P70に続く



各階乗り場の出入口の適当な位置(100cm程度)にロビー操作盤を設けることが望ましい
点字表示を行うことが望ましい



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

[エレベーター]

エレベーターは、様々な障害者が安全に、かつ容易に移動できるようにきめ細かな配慮が望まれます。エレベーターは、障害者のみならず、高齢者や妊産婦等に対しても効果的です。

エレベーター前は、一般旅客の動線と交錯しないようスペースを確保することが望まれます。

[その他の昇降機]

原則として、乗降を一人で行うことができるよう、単独で使用可能なエレベーターを設置することが望まれます。

[床面の仕上げ]

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)



通行部分の基準

バリアフリーエレベーター1、エスカレーター、その他の昇降機 (バリアフリー基準第53条第1項関係)

基準

- (1)バリアフリーエスカレーターが1のみ設けられる場合にあっては、昇降切換装置が設けられていること。
- (2)勤務する者を呼び出すための装置が設けられていること。
- (3)踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (4)昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
- (5)踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。
- (6)くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。
- (7)幅は、80cm以上であること。
- (8)踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

基準・推奨の仕様

【床面仕上げ】

- (5)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【操作盤】

- かご内左右に操作盤を設置する。(H=100cm程度)
- 戸の開扉時間を延長する機能を有するものとする。
- 操作盤、通報装置等には点字表示を行う。
- 操作盤のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。
- 指の動きが不自由な利用者も操作できるような形状とする。

【音声案内】

- かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられているものとする。なお、設置にあたっては、特定の場所のみに音が聞こえる機器等を導入するなど、音声案内が客室等に漏れないよう配慮する。

【かご内外の連絡手段】

- 犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス窓を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。

【標識】(P92参照)

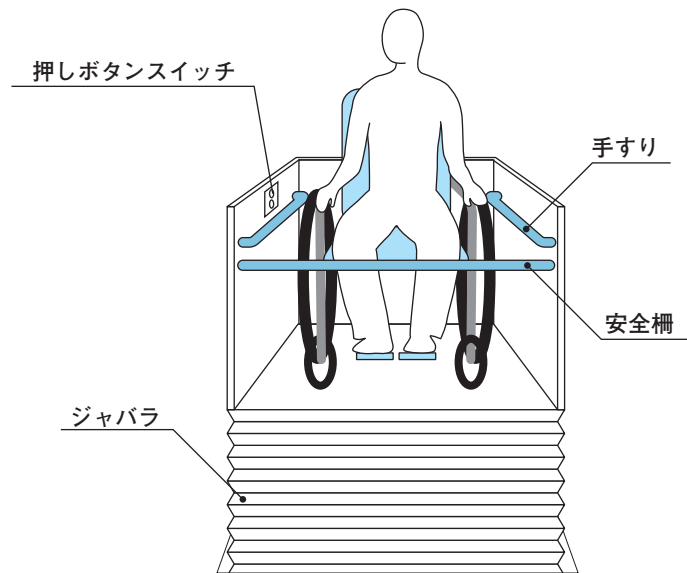
- 乗降ロビー及びかご内操作盤の近くにシンボルマークを表示する。

【乗降ロビーの広さ】

- 電動車いすが回転できる広さ(180cm以上×180cm以上)を確保する。
- エレベーターロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。
- 既存船等であってエレベーターロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、参考資料6を参考として、転落防止策を講ずる。

※乗降ロビーの広さについては、参考資料6(エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性)も参照してください。

その他の昇降機の例





通行部分の基準

バリアフリーエレベーター 2 (バリアフリー基準第53条第6項関係)

基本的な考え方

複数の甲板を有する船舶で、旅客室と船内旅客用設備が異なる甲板に設置されている場合には、船内において垂直移動が必要になるため、高齢者、障害者等が段差バリアを解消するために、エレベーターの設置が必要である。

設置に関しては、高齢者、障害者等が安全、円滑、快適に船内を移動できるよう、幅、床材、情報提供に配慮することが必要である。また、利用者の動線や車いす使用者が内部で回転することなく利用できるといった利便性等の観点からスルー型エレベーターの設置が有効な場合は、その設置を積極的に検討する。

基準

12.バリアフリーエレベーター 2

バリアフリー客席又は車いすスペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、バリアフリー通路2にエレベーターを1以上設けなければならない。

この場合に設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するもの(「バリアフリーエレベーター 2」という。)でなければならない。

- (1)かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上であること。
- (2)かごの内法幅は140cm以上であり、内法奥行きは135cm以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。
- (3)かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に該当する場合は、この限りでない。
- (4)かご内に手すりが設けられていること。
- (5)かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
- (6)かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。
- (7)かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
- (8)かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
- (9)かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
- (10)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

P74に続く

基準・推奨の仕様

【出入口の幅】

- 90cm以上とし、120cm以上とすることが望ましい。
(二本杖使用者の利用しやすい寸法)
- (2)の「円滑に乗降できる構造」とは、車いす使用者の乗降の際に車いすを転回させることや後ろ向きの乗降などを要することがないよう、かごの出入口が複数であって乗り口と降り口が異なる構造をいう。

【かごの内法幅等】

- (2)の「内法幅」又は「内法奥行き」とは、かご内の壁からの距離をいう。

【手すり】(P62参照)

- 両側面、正面壁に設置する。
- 高さ80～85cm程度とする。高齢者や車いす使用者以外の肢体不自由者の利用を勘案して、可能な限り連続して設置する。
- 端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造とする。

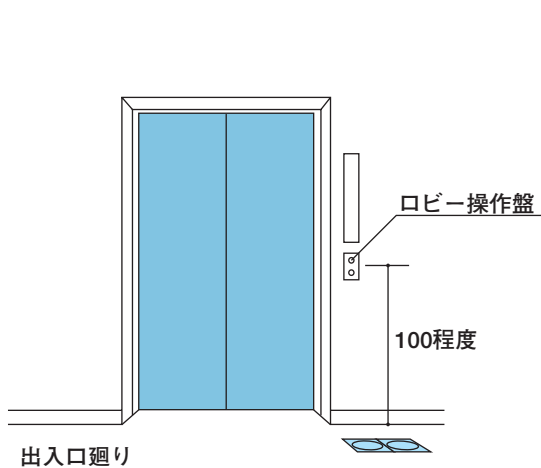
【鏡】

- ステンレス鏡面等の容易に破損しないものとする。
- 鏡下辺の設置位置は、車いす使用者が出入口の床面を確認できるよう、なるべく低い位置(床上40cm程度)に設置する。

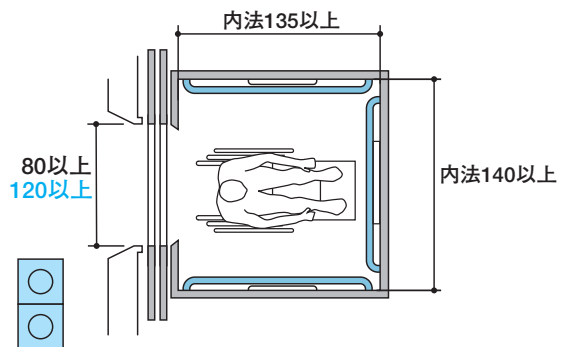
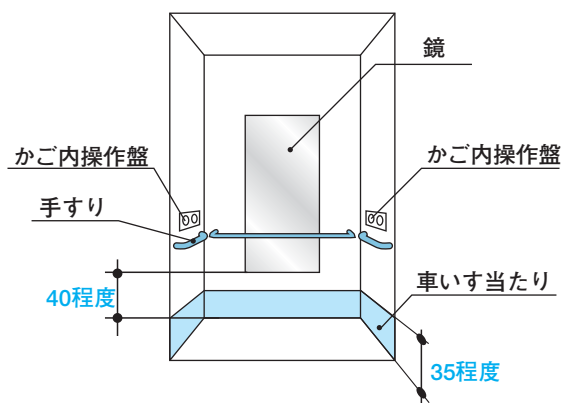
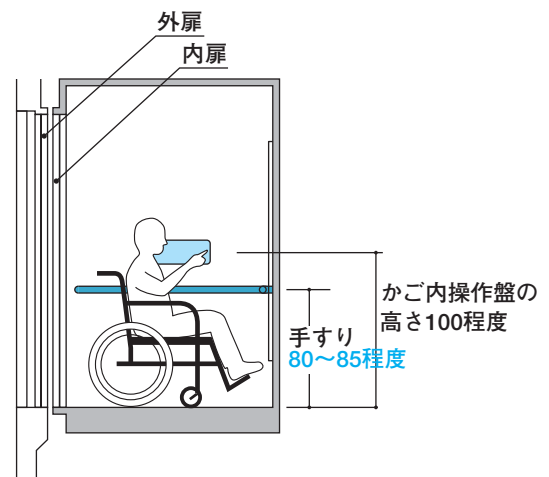
【操作盤】

- (8)の「円滑に操作できる位置」とは、床面からの高さが100cm程度であることをいう。
- かご内左右に操作盤を設置する。
- 操作盤のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。
- 指の動きが不自由な利用者も操作できるような形状とする。
- 音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものとする。

P74に続く



各階乗り場の出入口の適当な位置(100cm程度)にロビー操作盤を設ける
点字表示を行う



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

[エレベーター]

(バリアフリーエレベーター1、エスカレーター、その他の昇降機の基準等の解説 P69参照)

[床面の仕上げ]

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

[エレベーターの緊急時の使用]

緊急時の高齢者、障害者等の船内の垂直方向の移動手段として、その状況によっては、非常電源による給電が確保され、かつ、適切な管理下におけるエレベーターの使用について検討することも望まれます。



通行部分の基準

バリアフリーエレベーター 2 (バリアフリー基準第53条第6項関係)

基準

- (1) 乗降ロビーの幅は150cm以上であり、奥行きは150cm以上であること。
- (2) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

基準・推奨の仕様

- かご内に設けるすべての操作盤には点字を設け、点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字や開閉（マーク）等を浮き出させることなどにより視覚障害者にわかりやすいものとする。
- ボタンの文字は、周囲との明度の差が大きいくることなどにより、弱視者の操作性に配慮したものとする。
- かご内操作盤の各操作ボタン（階数、開・閉、非常呼出、インターフォン）には縦配列の場合には左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は、JIS T0921規格に合わせたものとする。

【床面仕上げ】

- (10)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【かご内外の連絡手段】

- 犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス窓を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。

【標識】(P92参照)

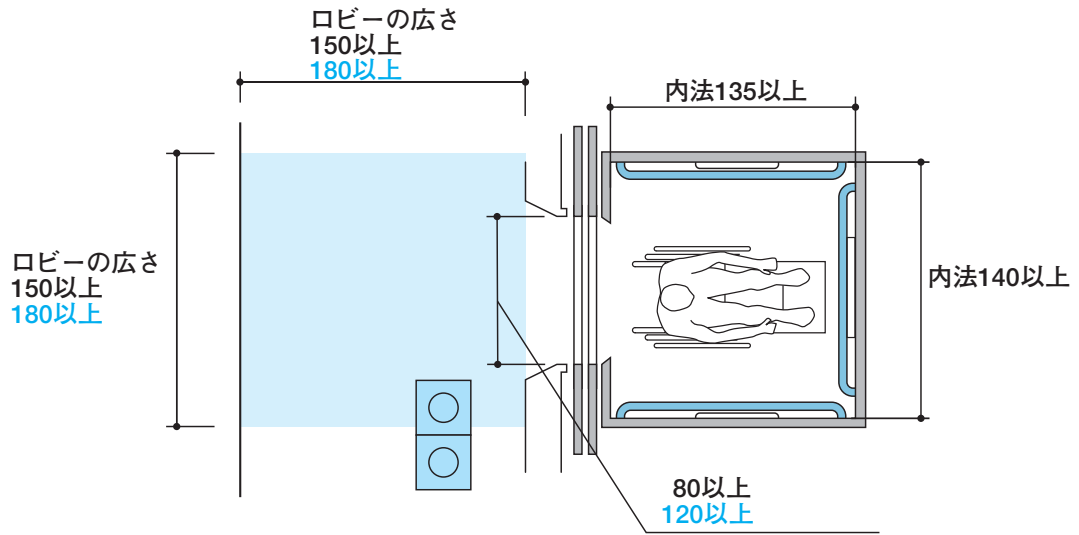
- 乗降ロビー及びかご内操作盤の近くにシンボルマークを表示する。

【乗降ロビーの広さ】

- 電動車いすが回転できる広さ（180cm以上×180cm以上）を確保する。
- エレベーターロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。
- 既存船等であってエレベーターロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、参考資料6を参考として、転落防止策を講ずる。

※乗降ロビーの広さについては、参考資料6（エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性）も参照してください。

エレベーターロビー



単位:cm